

平成18年4月28日
経済産業省

特定商取引法違反の電話勧誘販売業者に対する業務停止命令 (6か月間)について

経済産業省は、「詳解実践法務必携」という名称の書籍等の電話勧誘販売業者であるウィルジャパン株式会社(仙台市：実際の営業所、東京都港区：登記上の本店)に対し、特定商取引法第23条第1項の規定に基づき、平成18年4月29日から10月28日までの6か月間、同社の業務の一部を停止するよう命じました。

なお、同社の取締役及び従業員の大半は、過去に、当省による指示に違反して違法行為を繰り返していたことを理由に業務停止命令を受けた電話勧誘販売業者の従業員であった者でした。

1. ウィルジャパン株式会社は、「詳解実践法務必携」と称する書籍及び「ビジネス・コンサルティング全集」と称するビデオテープ付きの書籍(以下「本件書籍等」という。)の電話勧誘販売を行っているところ、主にかつて当省が電話勧誘販売に関する業務の一部の停止を命じた同種のビジネス教材の販売事業者(以下「業務停止事業者」という。)と契約をしたことのある消費者に対し、あたかもかつての契約に関連する何らかの義務が今も存在するかのように不実のことを告げて、本件書籍等の購入について勧誘していました。
2. また、ウィルジャパン株式会社は、電話勧誘販売に係る売買契約を締結しない旨の意思表示をした者に対して勧誘を続け、また、何度も電話をかけ、執拗に勧誘する等迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘していました。
3. さらに、ウィルジャパン株式会社は、「 さん、勉強は進んでいますか。」等と告げるだけで、勧誘に先立って、同社の社名及び販売しようとする商品の種類並びにその電話が売買契約の締結について勧誘するためのものであることを告げていませんでした。
4. なお、ウィルジャパン株式会社は、業務停止事業者の元従業員が同事業者に在籍中に設立した会社であり、その取締役及び大半の従業員は、同事業者の従業員であった者でした。また、ウィルジャパン株式会社の従業員は業務停止事業者の顧客名簿を使用して、同事業者の勧誘販売方法と酷似した違法な方法で販売していました。

【本件に関する問い合わせ先】

経済産業省消費者相談室	電話 03 - 3501 - 4657
北海道経済産業局消費者相談室	011 - 709 - 1785
東北経済産業局消費者相談室	022 - 261 - 3011
関東経済産業局消費者相談室	048 - 601 - 1239
中部経済産業局消費者相談室	052 - 951 - 2836
近畿経済産業局消費者相談室	06 - 6966 - 6028
中国経済産業局消費者相談室	082 - 224 - 5673
四国経済産業局消費者相談室	087 - 861 - 3237
九州経済産業局消費者相談室	092 - 482 - 5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	098 - 862 - 4373

ウィルジャパン株式会社に対する行政処分の内容

1. 事業者の概要

- (1) 名称：ウィルジャパン株式会社(注)
- (2) 代表者：清算人(元 代表取締役) 八島 企也
- (3) 所在地：登記上の本店：東京都港区西新橋二丁目13番16号
実際の営業場所：宮城県仙台市青葉区国分町一丁目6番18号
東北王子不動産ビル5階
- (4) 資本金：1,000万円
- (5) 設立：平成16年12月24日
実質的な事業開始日は、平成17年4月1日
- (6) 取引形態：電話勧誘販売、訪問販売
- (7) 商品及び販売価格：
「詳解実践法務必携(全8巻)」472,500円
「ビジネス・コンサルティング全集(全6巻)ビデオ全5巻付」
498,000円
他
- (8) 契約件数：不明
- (9) 売上高：不明
- (10) 従業員：7名(うち、本店0名、仙台支店7名)

(注) 当省から平成18年4月10日付けで本件業務停止命令に関する弁明機会を付与した。
この後、ウィルジャパン株式会社は、4月15日に臨時株主総会を開催し、解散決議を行い、八島企也を清算人に選任した。同社は現在、清算中の会社として存続している。

2. 取引の概要

ウィルジャパン株式会社(以下「ウィルジャパン」という)は、主にかつて同社の役員及び従業員の大半が従業員として勤務していた業務停止事業者から書籍等を購入したことがある消費者の氏名等が記載された名簿を入手し、当該名簿に記載されている情報に基づき消費者の勤務先等に電話をかけて、本件書籍等の売買契約の締結について勧誘することにより、当該消費者(以下「電話勧誘顧客」という)から当該売買契約の申込みを電話により受け、本件書籍等の販売を行っていた。

3. 業務停止命令の内容等

(1) 内容

特定商取引法第2条第3項に規定する電話勧誘販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

電話勧誘販売に係る売買契約の締結について勧誘すること。
電話勧誘販売に係る売買契約の申込みを受けること。
電話勧誘販売に係る売買契約を締結すること。

(2) 業務停止命令の期間

平成18年4月29日から平成18年10月28日まで(6か月間)

4. 業務停止命令の原因となる事実

本件事業者は、以下のとおり特定商取引法に違反する行為を行っており、電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者等の利益が著しく害されるおそれがあると認められた。

(1) 不実告知(特定商取引法第21条第1項)

ウィルジャパンは、かつて業務停止事業者から書籍等を購入したことがある電話勧誘顧客に対して、「一つの分野が終わったということであって、その次の分野があるのです。」「生涯学習なので今回の分を受講しなければ何時までも終わりませんよ。」などと告げて、あたかもかつての売買契約に関連する何らかの義務が現在も存在し、このため同社から本件書籍等を購入する義務があるかのように告げ、又は、当該何らかの義務を終了させるためには同社から本件書籍等を購入する必要があるかのように告げて、売買契約の締結について勧誘を行っていた。しかし、実際には、当該電話勧誘顧客にとって、かつての契約に関連して、本件書籍等を購入する義務は何ら存在していなかった。

(2) 再勧誘(特定商取引法第17条)

ウィルジャパンは、電話勧誘顧客が本件書籍等の売買契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、その電話で引き続き勧誘を行っていた。

(3) 迷惑勧誘(特定商取引法第22条第3号、同法施行規則第23条第1号)

ウィルジャパンは、本件書籍等の売買契約の締結について、電話勧誘顧客に対し、何度も電話をかけ、執拗に勧誘する等迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘していた。

(4) 販売目的等不明示(特定商取引法第16条)

ウィルジャパンは、本件書籍等に係る電話勧誘販売をしようとしたときに、その勧誘に先立って、同社の社名及び販売しようとする商品の種類並びに売買契約の締結について勧誘するためのものであることを告げていなかった。

5. 勧誘事例 (事例1)

ウィルジャパンの販売員は、平成17年12月、かつて業務停止事業者(以下5. 勧誘事例では「X社」という。)と書籍等を購入する契約を2回にわたって締結したAの職場に電話をかけた。Aは、通常外から電話をかけてくる人はおらず、これまでに職場に電話をかけてきたのはX社くらいなので、その電話もX社ではないかと思い電話にでたところ、「勉強の方は進んでいますか。」と尋ねられたので、やはりX社からの電話であると思った。そして、同販売員が、「Aさんは、まだ何教科が残っていますよ。」と話し始めたので、Aは、大変驚き、「前回契約したときに、そんなことは言わなかったじゃないですか。」と言い返した。しかし、同販売員は、「これらを全部してもらおうのがうちの会社のシステムです。」「データの中にAさんの名前が残っているので、それを消去するには、1つのカリキュラムを修了させる必要があります。」「さらに、「今回、教材を買えば、それ以後のものを完全に止めることができます。」と告げた。Aは、かつて契約したX社からこれまでも執拗に何度も勧誘の電話を受けており、Aが「必要ない。」と断っても、人の話を全く聞かず、勧誘を続けることをとても迷惑に感じており、これ以上勧誘の電話は受けたくないと思っていたので、同販売員の「完全に止めることができる。」という言葉聞き、今回契約すればデータが完全に消去され勧誘の電話が二度とかかかってこなくなると思った。数日後、Aが帰宅用の交通機関に乗り遅れないように急いで帰宅の準備をしている時にAの携帯電話に同販売員から電話がかかり、Aは、「今は忙しいのですが。」と迷惑そうに言ったが、同販売員は「まだ話が終わっていませんから。」とAの迷惑を少しも気にするような様子はなく、勧誘を続けた。Aは時計を気にしながら、なんとか電話を終わらせようと思い「分かりました。」と契約することを承諾した。

(事例2)

ウィルジャパンの販売員は、平成17年10月、かつてX社と書籍等を購入する契約を3回にわたり締結したBの携帯電話に電話をかけた。Bは、電話に表示された相手の電話番号が以前に電話をかけてきていたX社の電話番号と似ていると思って電話に出た。すると、同販売員は、いきなり「Bさんは生涯学習をしておられると思いますが。」と述べた。Bは、「はい。受けていました。」と過去形で答えたが、それだけでは危ないと思い、「でも、全部終了しました。」とさらに付け加えた。すると、同販売員は、「何がですか。」と聞き返したので、Bは、「終了手続きをしました。登録している名簿から私の名前を削除してもらおうようにしました。」と答えた。すると、同販売員は、「それは一つの分野が終わったということであって、その次の分野があるのです。」と述べた。それに対

して、Bが、「いや、そのようなことは知りませんから。全て終了したんです。」と繰り返し答えたが、同販売員は、「次のステップがあります。今までののは基礎編です。ですからやってもらわないといけません。」と執拗に勧誘を行った。さらに、「次の配本の用意をしなければならないんです。」とあたかも買わざるを得ないようなことを言い、「終了をしたいのであれば、終了手続きをしてもらわなければいけません。」と述べた。Bは、「今回終了の手続きをすれば本当に最後ですか。もう電話は架かってきませんか。」と尋ねると、同販売員は「最後です。」と答えた上で、「終了手続きには基本料金の47万2千5百円がかかります。」と述べた。これを聞いて、Bはおかしいと思い、「ずっと前に終了している。」「いらない。」「そんなの必要ない。」「もう電話をかけてくるな。」とも言ったが、同販売員は、Bの言葉を気にする様子もなく、「終了手続きをしますがどうしますか。」と述べ、「準備ができれば日時と配本の確認の電話をします。」と続けた。Bは、今回の勧誘が、かつて三度契約したX社の勧誘方法与酷似していることから、今回も同社のように勤務先に契約書を取りに来るのだろうと思い、それならば、面と向かってはっきり断ろうと考え、とりあえずその場では「お願いします。」と返事をして、電話を切った。

(事例3)

ウィルジャパンの販売員は、平成17年8月、かつてX社と書籍等を購入する契約を5回にわたって締結したCの携帯電話に電話をかけ、会社名も名前も名乗らず、突然「Cさん、勉強の方は進んでいますか。」と切り出した。Cは、かつてのX社との契約の際に職場に迷惑がかからないように携帯電話の番号を教えており、さらに、その日電話をかけてきた者もX社と同じことを言うので、X社の者が教材を売りつけるために電話をしてきたと思った。Cは、過去に購入した教材は、仕事に直接関係がないので、読んだり見たりしておらず、届いた教材の梱包も解いていないものもあった。Cが、「仕事が忙しくて本を読む時間ありません。」と答えると、同販売員は、「Cさんがやっておられる勉強は生涯教育なので、今回の分を受講しなければ何時までも終わりませんよ。」と告げた。それに対してCは、「仕事が忙しくて勉強する時間もないし、続ける気持が無いのでやりませんよ。」「前回もこれが最後だと言うので契約したのです。」と断った。しかし、同販売員は、「Cさん、これまでののは部門毎の教材の最後で、今回が全体の締めです。今回で最終処理になりますので、今後は連絡する事ありません。」と告げた。Cが、「本当にこれで最後ですね。今後電話はないのですね。」と念を押すと、同販売員は、「これで終了です。」と答えた。Cは、契約すると言って返事をすれば全てが終わり、今後は請求されることはない信じて、「契約します。」と返事をした。